



制度は、 合う目的の制度です。 支出しようという、お互いに助け 料を出し合い、そこから医療費を 制度が設けられています。この 療を受けられるように健康保険 たとき、すべての人が安心して医 思いがけない病気やケガをし 日ごろからみんなで保険

らない健康保険です。 被扶養者、生活保護を受けている に加入している人やその保険 度の一つ。会社などの健康保険 人以外の人が加入しなければな 国民健康保険(国保)もその の 制

も14日以内に届出を! 加入するときも、やめるとき

ません。次のようなとき、 当へ届出をしてください。 内に保険年金課国民健康保険 [保の手続きは、自動的にでき 14 日 以 担

国保に加入するとき

他の市区町村で国保に加入してい

- 職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者か た方が、市内に転入してきたとき
- 国保加 れたとき らはずれたとき 入世帯で子どもが生 ま
- 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき 外国籍の人が日本に1年以上滞在 する予定で外国人登録を行うとき

帯主が行うことになっています。

保険税の納付は、世帯ごとに世

- 職場の健康保険にはいったとき 他の市区町村に転出するとき
- 職場の健康保険の被扶養者に なったとき

主が国民健康保険税を支払うこ 子さんが国保に加入したら、世帯 に入っていても、その世帯主のお 例えば、世帯主が職場の健康保険

とになります。

- 国保の被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受けるようになっ
- 外国籍の人がやめるとき

☆ご注 意ください!

ない期間が発生して、医療費を全 もらうことになったり、保険証が 額自己負担になったりします。 保険税をさかのぼって納めて

○やめる届出が遅れたとき

○無効になった保険証は、すぐに

険税 険証を使用して診療を受けると、 す。また、無効になった国保の保 を返してもらうことになります。 そのときに国保が負担した医療費 たに加入した健康保険と二重に保 国保に加入したままとなり、新 (料)がかかることになりま

国保の加入者は世帯主?

加入者となりますが、 国 保では、 家族一人ひとり 加入の届出 が

加入の届出が遅れたとき

保険証のとりあつかい

とりあつかいましょう。 う証明書であり、お医者さんにか かるときの受診券です。 保険証 (国民健康保険被保険 は、国保の加入者であるとい 大切に

)他人に貸したり、借りたりして)急病などにそなえて必ず手元 はいけません。罰せられます。 に保管しましょう。

)お医者さんにかかるときは、 続き診療を受けるときも、月が ず窓口に提出しましょう。 変わったら提出してください。 市役所へ返しましょう。 引き 必

0000 問合先 保険年金課 ☎66+1103



11